

議第十八号

栃木県議会委員会条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成三十一年三月十一日

提出者 栃木県議会議員 三森文徳

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
高 相 齊 橫 開 增 齊 塩 中 山 亀
橋 馬 藤 松 谷 山 藤 田 口 田
文 憲 孝 盛 暢 敬 剛 ひとし 恒
吉 一 明 人 之 之 郎 夫 清

栃木県議会議長

五十嵐

清
樣

高橋文吉 相馬憲一 斎藤孝一 橋本清一 横谷盛明 関暢人 増山之助 齋藤敬人 塩田之助 中山恒郎 屋大郎 亀田恒夫 三森文徳

栃木県条例第 号		栃木県議会委員会条例の一部を改正する条例	
4 1 () 3 略		次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	
附 則	改 正 後	附 則	改 正 前
三月三十一日までの間ににおける第二条の規定の適用については、同条第一号中「経営管理部」とあるのは、「経営管理部、国体・障害者スポーツ大会局」とする。	平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間ににおける第二条の規定の適用については、同条第一号中「経営管理部」とあるのは、「経営管理部、国	1 () 3 略	1 () 3 略

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。